

令和3年度社会福祉法人見附市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

近年、人口減少や急速な少子高齢化・核家族化の進行、価値観の多様化により地域のつながりが希薄化し、地域での支え合い機能が低下する中、制度の狭間の問題や様々な分野をまたがる複合的な問題など、既存のサービスでは対応できない多種多様な生活課題が増加しており、その課題解決に向けた取り組みが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、休業や離職などを理由に生活困窮に陥る方や、従来通りの地域福祉活動が行えず、支援を必要とする方々の増加もより深刻化することが懸念されます。

そのような中、当会としては、地域福祉の推進を図る中核的な役割を担う社会福祉法人として、高齢者や障害者、児童といった分野に限らず、生活困窮者支援や生活支援体制整備といった取り組みを通じて、既存の制度による解決が困難な生活課題や地域課題に対して、各種関係機関・団体と連携・協働しながら、住民が主体となった解決に向けての取り組みを進め、住民同士が支え合いながら誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域づくりに努めていきます。

また、介護・障害事業等の運営をはじめ、他法人との共同体により運営を行う地域保育園事業については、利用者やその家族等が安心して利用できるよう、引き続き、良質かつ信頼いただけるサービス提供に努めるとともに、安定した事業運営が継続できるよう努めていきます。

【事業概要】

1. 広報・啓発

社協だよりやホームページを通じて、当会の展開する地域福祉事業をはじめ法人の理念や運営状況などをわかりやすく目に見える形で地域住民に広く発信し、地域福祉に対する広報・啓発、情報提供を行っていきます。

(1) 社協だより年5回の発行

(2) ホームページの運用と管理

2. 地域福祉活動支援

(1) 地域福祉活動支援事業

(総額 4,943 千円：会費 800 千円、共募 2,700 千円、その他 1,443 千円)

地域コミュニティが主体的に取り組むサロン活動や見守り・安否確認、地域間や世代間の交流等の地域福祉活動を支援していきます。これらの取り組みには、地域で広く浸透している赤い羽根共同募金や会員会費を活用し、各地区における福祉の推進を図ります。

これらの活動に対する支援を通じて、住民が地域の課題を自分事として捉え、その解決に向け、様々な福祉関係者との協働による取り組みにより、地域の実状にあった

住民主体の地域福祉活動を進めていきます。

3. 地域福祉サービス

(1) 在宅介護者の集い

自宅で介護している方を対象に、介護者同士の交流と日頃の疲れをリフレッシュしていただくことを目的に年2回開催している事業です。

例年100名を超える方から参加いただいておりますが、会食等を伴う事業であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不透明な状況である点を考慮し、令和3年度は休止とさせていただきます。

令和4年度の開催に向けて実施方法等を検討・協議します。

(2) プライベートサービス事業（会費178千円）

① 音声訳CD作成

見附音声訳冊の会の協力により、視覚障害者に「社協だより」「広報見附」等を音声訳CDにして提供します。併せて、希望に応じた書籍等の音声訳を行います。

② 点字翻訳

めぐみ会・見附「点」クラブ（点訳ボランティア）の協力により、視覚障害者に「広報見附」等の点訳を希望に応じて提供します。

(3) 小型リフト付バス貸出事業

（総額458千円：会費393千円、共募50千円、その他15千円）

車椅子使用者を対象に、通院や外出での利用を目的とした車両の貸出しを行います。

(4) 福祉用具等の貸出

日常生活支援を目的とした車椅子、ストレッチャー等の福祉用具の貸出に加えて、高齢者疑似体験セットやアイマスク等を小・中学校の福祉体験授業等へ貸出しを行います。

(5) 除雪機貸出事業（共募44千円）

自力で除雪作業が困難な高齢者世帯、障害者世帯等に対して、無償で除雪作業を行う地域の支援者に対し除雪機の貸出しを行います。

(6) 要援護世帯除雪費助成事業（総額318千円：会費232千円、共募86千円）

高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯等に対して、1冬期間2回まで除雪に要した費用の一部を助成します（1回10,000円を上限に助成、所得制限あり）。

(7) 児童遊具設置修理助成事業

（総額832千円：市補助500千円、会費132千円、共募200千円）

各町内で管理されている児童遊園地の遊具等の設置及び修繕に対し、その経費の80%の助成を行います（助成額に上限あり）。また、遊具の塗装に使用するペンキは無償で給付します（30,000円を上限に助成）。

(8) 社会福祉普及校指定事業（会費687千円）

市内の小中学校を対象に、思いやりの意識を高めてもらい、「共に生きる福祉のまちづくり」の素地づくりを図ることを目的とした社会福祉に関する体験や学習等の活動に対し助成を行います。

(9) 不要入れ歯リサイクル（日本ユニセフ協会支援協力事業）

NPO法人日本入れ歯リサイクル協会と共同で、不要になった入れ歯の回収を行い、入れ歯の金属部分に含まれる金属をリサイクルします。リサイクルで得た収益は、日本ユニセフ協会を通じて世界の子どもたちの支援のために寄附します。また、一部は市内の障害者就労支援事業所への寄附と当会の地域福祉活動等の資金として活用します。

(10) バイオディーゼル燃料の活用（就労移行支援事業所通所者支援事業）

障害者福祉サービス事業所（みつけワークス）で廃食用油を活用し精製されたバイオディーゼル燃料を購入し、当会の小型リフト付車両の燃料として活用します。この事業を行うことで障害者福祉サービス事業所通所者の工賃安定等の支援につながります。

(11) 生活支援サービス（その他 417 千円）

65 歳以上の高齢者が抱える日常生活上の困りごとに対して、地域住民が担い手となりお手伝いする有償の生活支援活動に取り組みます。また、新たな担い手の養成のため、生活支援サポーター養成研修を開催します。

(12) 地域の居場所づくり事業（総額 928 千円：会費 200 千円、共募 728 千円）

住民誰もが気軽に集える居場所「まちの縁側・ほんまち」を運営し、住民同士つながりづくりを図ります。また、「場」から生まれるつながりにより、互いの困りごとに気づき、住民同士で助け合い・支え合うことができる拠点を目指して取り組みます。

(13) 相談援助実習の受入

福祉分野における担い手を目指す学生等の学びの受け皿として、社会福祉士資格取得に向けた実習の受け入れを行います。

(14) 歳末見舞い事業（共募 947 千円）

75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に新年を迎える時期に地域で安心して暮らせるように歳末見舞い品の贈呈を実施します。

歳末見舞い品をお渡しする過程を通じ、対象となる方々と接点を持つことで、安否確認をはじめ、状況に応じた福祉サービス等への取り次ぎを行います。

(15) 24 時間テレビ「愛は地球を救う」チャリティ・キャンペーン

社会福祉施設及びボランティアグループなどへ福祉車両等を寄贈し、福祉の充実を図るとともに、国内の災害ならびに開発途上国への医療・食糧等の援助、また、地球環境保護支援を目的に実施されるチャリティー募金に協力します。

(16) 紙おむつ券給付事業（市委託事業 20,157 千円）

下記の要件に該当する在宅の方で、常時紙おむつを使用している方に紙おむつ券を支給します。

- ・介護保険で要介護 1 以上の認定者
- ・特別障害者手当及び障害児福祉手当の受給者、特別児童扶養手当 1 級支給対象児童

(17) 介護支援ボランティア（市委託事業 800 千円）

介護施設でのボランティア活動を通じて、地域貢献や社会参加を通じた健康増進や介護予防を図ることを目的に、65 歳以上の方を対象に、介護施設でのボランティア活

動に対してポイントを付与する介護支援ボランティア制度の管理運営を行います。

(18) 生活支援体制整備事業（市委託事業 2,600 千円）

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活を送ることができるよう、生活支援サービス等の提供体制の構築が必要とされています。そのような中、生活支援コーディネーターが、多様な主体から参画いただく生活支援体制整備推進協議会のメンバーと連携・協働し、地域のニーズを把握し、それらに取り組む担い手を増やし、地域における高齢者の生活支援等の充実を図っていきます。

(19) 地域活動支援センター事業（市委託事業 6,400 千円）

障害により就労などが難しい方の日中活動の場として、創作活動や社会との交流の機会を提供することで、障害をお持ちの方の地域での自立生活の推進及び社会参加を図ります。また、利用者の自立支援活動として、平日の午後は生活能力向上や就労準備につながる講習等に取り組みます。加えて、1・6市の日に合わせ施設を開き、当事者の余暇の充実を図りながら、誰もが気軽に立ち寄れる居場所を提供します。

4. 各種相談支援

(1) 日常生活自立支援事業（新潟県社会福祉協議会委託事業 232 千円）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方々が、地域で安心して生活できるように、日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、金銭の管理、重要な書類の預かり等の支援を提供します。

(2) 貸付制度の運営

① 生活福祉資金貸付制度の運営（新潟県社会福祉協議会委託事業）

○総合支援資金

失業等を理由とし、日常生活全般に経済的な困難を抱える世帯に対し、根本的な生活の立て直しを目指し、継続的かつ包括的な相談支援と生活費及び一時資金貸付を行います（※申請には、生活困窮者自立支援事業の利用が前提となります）。

○教育支援資金

世帯の経済状況を理由に進学が困難な状況にある子が属する世帯に対し、進学のための資金貸付を行います。

② たすけあい資金貸付制度の運営

生活保護の申請者のうち保護受給が見込まれる方を対象に、保護費初回給付までの援護を目的として資金貸付を行います（貸付金額の上限は1万円）。

(3) ぐらしの自立支援センターみつけの運営（市委託事業 12,522 千円）

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、生活保護の手前での支援として生活困窮者自立支援事業に取り組みます。

① 自立相談支援事業

生活と就労に関する包括的な相談支援を行いながら、自立に向けた支援計画を作成し、必要な支援を実施していきます。また、離職等により住居喪失のおそれのある方を対象とした住居確保給付金に関する相談受付も行います。

② 就労準備支援事業

就労から遠ざかっていることで不安がある方、または、社会に出るきっかけをつかめない方等の就労に向けた日常生活や社会生活、就労自立において必要な支援を

実施していきます。

③ **家計改善支援事業**

家計に関する相談、家計管理に関する指導などを行います。

5. 援護事業

(1) **災害見舞金給付事業**

火災による家屋の延焼被害を受けた世帯に対し、御見舞金を支給します。

(2) **法外援護**

旅費として、JR 見附駅から長岡方面（長岡駅まで）もしくは新潟方面（東三条駅まで）への JR 乗車券を支給します。

6. 各福祉団体の運営等に対する協力・支援

(1) **見附市民生委員児童委員連絡協議会との連携・協調**

見附市民生委員児童委員連絡協議会の活動に対する助成に加え、地域における支援を必要とする方々への対応をはじめ様々な福祉活動において連携を図っていくため、総会や定例会等での情報提供・意見交換を通じてより有益な関係づくりを行います。

(2) **見附市老人クラブ連合会・見附市母子福祉会への支援**

各団体の事務局運営をはじめ各種事業ならびに研修等の運営に対する支援を行うと共に、必要に応じて各団体と地域福祉活動等において連携を図ります。

(3) **その他各福祉団体の支援**

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各分野における関係団体の活動に対する助成支援を行います。

7. 介護事業等の運営

(1) **介護保険制度に基づく事業**

① **居宅介護支援事業（17,387 千円）**

介護支援専門員が、在宅で介護を必要とする方や家族の相談に応じ、心身の状況や要望を取り入れた居宅サービス計画を作成し、居宅において自立した生活が送れるように支援します。

② **訪問介護事業（36,509 千円）**

訪問介護員が自宅を訪問し、介護計画などに基づき身体介護（入浴・排泄・食事等）や生活援助（調理・洗濯等）の訪問介護サービスを提供し、家庭での生活を支援します。

(2) **障害福祉サービス事業（4,152 千円）**

障害をお持ちの方の生活を支援するために障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活サポート等）を提供します。

8. 地域保育園の運営（市指定管理事業 100,541 千円）

令和6年3月末日までの期間、見附市からの指定管理事業として社会福祉法人人と緑の大地との共同体として地域保育園の運営を行います。

9. 会員会費・赤い羽根共同募金運動

地域における住民の福祉活動の事業財源となることから、会員会費制度の実施や赤い羽根共同募金運動への協力を積極的に呼びかけていきます。

(1) 会員会費制度への加入促進

- ① 一般会費（1世帯 500円）
- ② 賛助会費（1口 1,000円）

(2) 赤い羽根共同募金運動への協力（新潟県共同募金会見附市共同募金委員会事業）

① 赤い羽根共同募金運動

10月1日から12月31日までの3ヶ月間、全国一斉に都道府県ごとでの実施となります。（お願いの目安額は1世帯500円）

② 歳末たすけあい募金

12月1日から31日までの1ヶ月間、主に歳末時期に実施される福祉活動への使用目的として、共同募金の一環で全国一斉での実施となります。（お願いの目安額は、1世帯300円）

③ あったか雪募金

1月1日から3月31日までの3ヶ月間、要援護世帯除雪費助成事業をはじめとする克雪対策事業の財源としての使用を目的に行います。赤い羽根募金における法人募金にご協力をいただいた法人・事業所を中心に募金への協力依頼を行います。

10. その他

(1) 第71回新潟県民福祉大会への参加

開催予定日及び内容：10月7日（木）～研究集会開催

10月8日（金）～記念式典開催

開催地：妙高市（会場：妙高市文化ホール、新井ふれあい会館）

(2) 地域福祉活動計画の策定

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が進められる中、地域住民の主体による地域福祉活動がますます重要となってきました。

地域福祉の推進を目指し、地域住民が地域福祉活動に参加し、地域コミュニティや福祉関係機関・団体が相互に協力し、それぞれの役割を認識し、地域の抱える課題の解決に向けた取り組み等を計画的に進めていくために、地域福祉活動計画の策定に取り組みます。